



令和6年度(2024年度)

居宅訪問型保育事業 (ベビーシッター)向け 集団指導



八王子市福祉部指導監査課児童担当



はじめに

集団指導の目的

児童福祉法第59条第1項に基づく認可外保育施設に対する指導監督の一環として実施

八王子市では、認可外の居宅訪問型保育事業者について、立入調査に代えて講習の方法による集団指導を行っています。



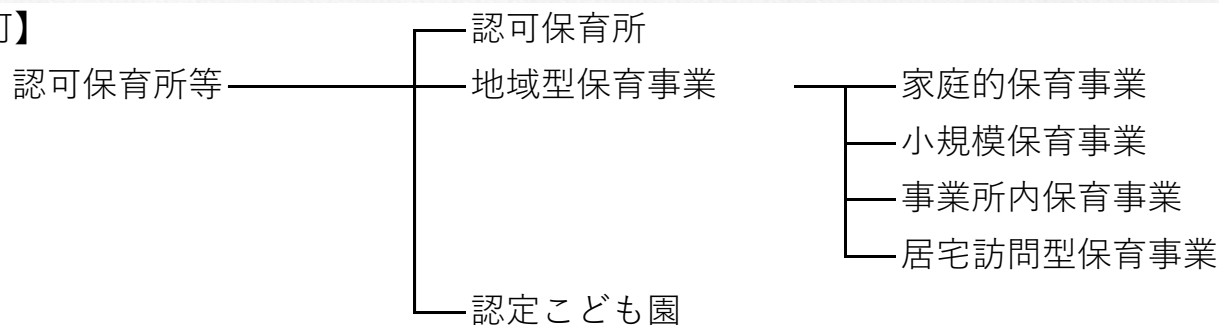
目次

- 1 認可外保育施設とは
- 2 認可外保育施設指導監督基準について
- 3 基準を満たすための証明書の交付について
(幼児教育、保育の無償化について)



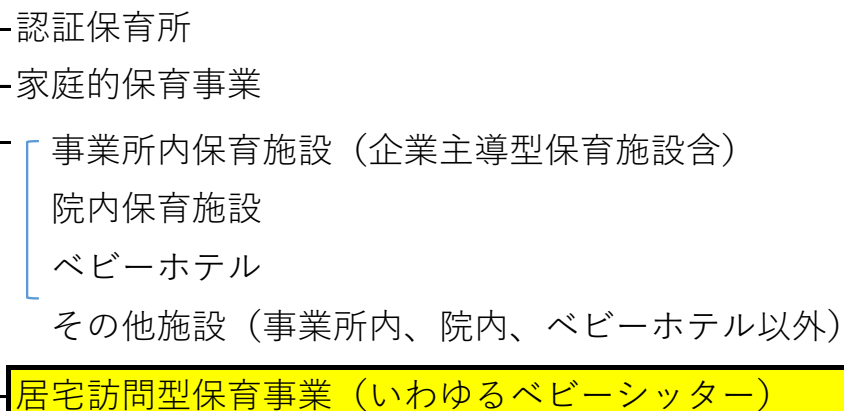
1 認可外保育施設とは

【認可】



【認可外】

認可外保育施設・事業





保育トピックス

(こども家庭庁)

認可外保育施設指導監督基準

令和6年4月1日からの変更点について①

乳幼児突然死症候群に対する注意

これまで

仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の予防にも有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、入所時に保護者に確認するなどの配慮が必要であること。



窒息リスクの除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要であること。



保育トピックス (こども家庭庁)

認可外保育施設指導監督基準 令和6年4月1日からの変更点について②

利用者への書面交付事項

これまで

契約が成立した際に、利用者へ交付する書面の記載事項の一つとして、施設の管理者の住所が規定



施設の管理者の住所については、利用者にとって特段必要な情報でないことから、書面交付事項から削除する。

2 認可外保育施設指導監督基準について

◆市のホームページ

トップ > くらしの情報 > 子どもとその家庭 > 子育て施設情報 > 幼稚園・保育施設 > その他認可外保育施設 > 認可外保育施設の開設をお考えの方へ



設備・運営等に係る基準

- ・認可外保育施設に対する指導監督要綱
- ・別表1 認可外保育施設指導監督基準
- ・別表2 評価基準
- ・別表2-3評価基準(居宅訪問型(法人))
- ・別表2-4評価基準(居宅訪問型(個人))



八王子市認可外保育施設指導監督基準 (指導基準項目)

- 1 保育に従事する者の数及び資格
- 2 保育室等の構造設備及び面積
- 3 非常災害に対する措置
- 4 保育室を2階以上に設ける場合の条件
- 5 保育内容
- 6 給食
- 7 健康管理及び安全確保
- 8 利用者への情報提供
- 9 備える帳簿
- 10 設置者の経営姿勢



指導監督基準1 保育に従事する者の数及び資格

1. 原則、保育従事者一人に対して乳幼児1人

当該乳幼児がその兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であって、かつ、保護者が契約において同意している時には、例外として、これを適用しないことができる。

2. 保育に従事する者全ての者が、保育士若しくは看護師の資格を有する者、又は保育に従事する者に関する研修を修了した者

(例)「家庭的保育者等基礎研修」「居宅訪問型保育基礎研修」「子育て支援員専門研修の地域保育コース受講者」



指導監督基準3 非常災害に対する措置

◆防災上の必要な措置について

地震、火災等の災害発生時における対処方法について、検討及び実施をしているか。

例えば、

- ・避難経路や消火用具の場所の確認
- ・事前に保護者と避難場所や引き渡しについて確認をするなどの、非常災害発生時を想定した配慮をする。

市のホームページから参考資料を見ることができます。

現在の場所：トップ＞くらしの情報＞子どもとその家庭＞保育・教育＞（就学前）保育園・幼稚園・認定こども園など＞その他認可外保育施設＞認可外保育施設で使用する参考様式・参考資料

参考資料名
保育施設のための防災ハンドブック
防災訓練用対応ケース集





指導監督基準5 保育内容

- ◆ 児童一人一人の心身の発育や発達状況を把握し、保育内容を工夫すること。
- ◆ 児童の安全で清潔な環境（居住、寝具等の清潔）や健康的な生活リズム（遊び、運動、睡眠等）に十分配慮がなされた保育の計画を定め、実行すること。
- ◆ 漫然と児童にテレビやビデオを見せ続けるなど、児童への関わりが少ない放任的な保育になっていないこと。



保育従事者の保育姿勢等

◆ 保育に従事する者の人間性と専門性の向上

乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを提供するものとして適切な姿勢であること。

◆ 乳幼児に身体的苦痛を与えることや人格を辱めること等がないよう乳幼児の人権に十分に配慮すること

- ・保育所保育指針
- ・保育所保育指針解説

市のホームページから参考資料を見ることができます。

現在の場所 : トップ > 暮らしの情報 > 子どもとその家庭 > 保育・教育 > (就学前)保育園・幼稚園・認定こども園など > その他認可外保育施設 > 認可外保育施設で使用する参考様式・参考資料



保育所等における虐待等の防止及び発生 の対応等に関するガイドライン

(「虐待等」と「虐待等と疑われる事案(不適切な保育)」の概念図)

こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかわり

虐待等と疑われる事案(いわゆる「不適切な保育」)

虐待等

虐待

- 身体的虐待
- 性的虐待
- ネグレクト
- 心理的虐待

この他、こどもの心身に有害
な影響を与える行為

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/13e273c2/20230512_policies_hoiku_3.pdf



保育所等における虐待等の未然防止として

- ◆ より良い保育に向けた日々の保育実践の振り返り
- ◆ 虐待等に該当するかどうかの確認
- ◆ 市町村等への相談
- ◆ 市町村等の指導等を踏まえた対応
- ◆ さらにより良い保育を目指す

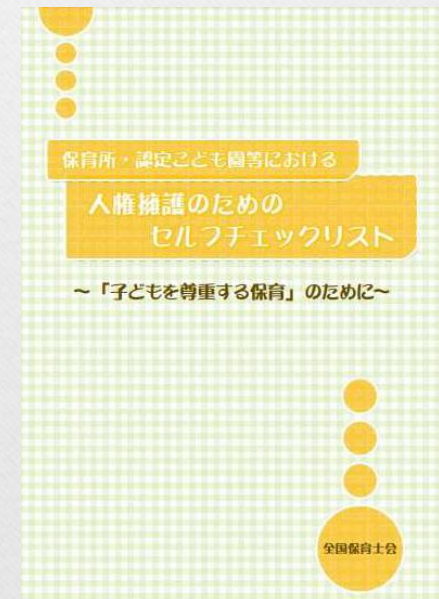


セルフチェックリストの活用

全国保育士会ホームページ

<https://www.z-hoikushikai.com/about/siryobox/book/checklist.pdf>

人権擁護のためのチェックリスト





指導監督基準5 保育内容 保護者との連絡等

保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施

- 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、保育に従事する者からは保育中の乳幼児の様子を連絡しているか。

保護者との緊急時の連絡体制

- 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡先を把握しているか。（かかりつけ医等の緊急時必要な連絡先も併せて把握すること。）



指導監督基準6 給食

- ◆ 調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行うこと。
- ◆ 児童の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とすること。
- ◆ 家庭からの弁当持参又はやむを得ず市販の弁当を利用する場合には、家庭との連携の上、児童の健康状態や年齢に応じた配慮（刻み食など）を行うこと。
- ◆ 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置を行うことが必要であること。



指導監督基準7 健康管理及び安全確保

(1) 乳幼児の健康状態の観察

◆預かりの際、健康状態の観察及び保護者からの乳幼児の報告を受けているか。（視点としては、体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等）

◆引き渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者への乳幼児の状態を報告しているか。



指導監督基準7 健康管理及び安全確保 (2) 職員の健康診断

- 健康診断を1年に1回受けているか
- 職員の健康診断の実施は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則により、義務付けられています。
- 食事の提供（調理）や調乳を行う場合は、検便を実施してください。
- 検査結果を適切に保管してください。



労働安全衛生規則に基づく、健康診断の 検査項目は次のとおり

- ①既往的及び業務歴の調査
- ②自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ③身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- ④胸部X線検査及び喀痰検査
- ⑤血圧の測定
- ⑥貧血検査(血色素量・赤血球数)
- ⑦肝機能検査(AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ -GTP)
- ⑧血中脂質検査(総コレステロール、HDLコレステロール、トリグリセライド)
- ⑨血糖検査
- ⑩尿検査(尿中の糖および蛋白の有無の検査)
- ⑪心電図検査



指導監督基準7 健康管理及び安全確保 (3) 感染症への対応

- ◆利用児童と保育従事者の間での感染予防のための対策を行うこと。
- ◆手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防策を講じてください。



指導監督基準7 健康管理及び安全確保 (4)乳幼児突然死症候群に対する注意①

睡眠中の死亡事故を防ぐために…

- ・ 仰向けに寝させることが重要です。

乳児だけでなく、1歳以上児も発達の状況にあわせて仰向けに寝かせてください。

- ・ 預り始めの時期は特にきめ細かな注意深い見守りが重要です。
- ・ 機器の使用の有無に関わらず、必ず職員の方が見守ってください。

【参考】教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応の
ためのガイドライン

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline/>



指導監督基準7 健康管理及び安全確保 (4)乳幼児突然死症候群に対する注意②

- 睡眠時チェックをきめ細やかに行い、記録する。

睡眠時チェック表のひな型は市のホームページにあります。

現在の場所：[トップ](#) > [くらしの情報](#) > [子どもとその家庭](#) > [保育・教育](#) > [（就学前）保育園・幼稚園・認定こども園など](#) > [その他認可外保育施設](#) > [認可外保育施設で使用する参考様式・参考資料](#)

- 0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい間隔
- 預かり始めの時期は特に注意してチェックする。
- 体調不良等いつもと違う様子の際は特に注意してチェックする。
- チェック項目（子どもの寝つきや睡眠中の姿勢、顔色、呼吸の状態、体温）



指導監督基準7 健康診断及び安全確保

(5) 安全確保

令和5年4月より、以下の点について変更・追加がありました。

◆認可外保育施設指導監督基準 第7- (5) 安全確保

- a 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育が実施されているか。
- b 安全計画について理解しているとともに、安全計画に定める訓練を定期的の実施しているか。
- c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。
- d 児童の施設外での活動、取組等のための異動その他の児童の異動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されているか。

以下、略



指導監督基準7 健康管理及び安全確保 (5)安全確保

- ◆安全計画を策定し、当該計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育が実施されているか
- ◆安全計画に定める訓練や研修の受講を定期的に実施しているか



指導監督基準8 利用者への情報提供

- 児童福祉法で「提供する保育内容の掲示」、「契約時の書面の交付」、「契約内容の説明」の義務が課せられています。

児童福祉法第59条の2の2 掲示

第59条の2の3 契約内容の説明

第59条の2の4 契約書面の交付

市のホームページから参考資料を見ることができます。

現在の場所：トップ > 暮らしの情報 > 子どもとその家庭 > 保育・教育 > （就学前）保育園・幼稚園・認定こども園など > その他認可外保育施設 > 認可外保育施設で使用する参考様式・参考資料



指導監督基準8 利用者への情報提供

(1) 施設及びサービスに関する内容の提示

◆利用者に対し、サービス内容に関する提示をしているか

○提示が必要な項目（14項目）

①設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名 ②施設の名称及び所在地 ③事業を開始した年月日 ④保育提供可能時間 ⑤提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあつては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由 ⑥入所定員 ⑦保育士その他の職員の配置数又はその予定 ⑧設置者及び職員に対する研修の受講状況 ⑨保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 ⑩提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 ⑪緊急時等における対応方法 ⑫非常災害対策 ⑬虐待防止のための措置に関する事項 ⑭設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別



指導監督基準8 利用者への情報提供

(2) サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付

◆ 次の8項目を全て、利用者に対し、書面により交付する必要があります。

- ① 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ② 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ③ 施設の名称及び所在地
- ④ 施設の管理者の氏名
- ⑤ 当該利用者に対し提供するサービス内容
- ⑥ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ⑦ 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ⑧ 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先



指導監督基準9 備える帳簿 (1) 利用乳幼児に関する書類等

◆ 次の7項目の全てが確認できる書類を揃えておく必要があります。

- ① 利用乳幼児氏名
- ② 利用乳幼児の保護者氏名
- ③ 利用乳幼児の生年月日
- ④ 利用乳幼児の健康状態
- ⑤ 利用乳幼児の保護者の連絡先
- ⑥ 利用乳幼児利用記録
- ⑦ 契約内容等が確認できる書類



3 基準を満たすための証明書の 交付について (幼児教育、保育の無償化について)



(1) 幼児教育・保育の無償化の概要

◆幼児教育・保育の無償化の対象施設になるには、以下の条件が必要です。

- ①八王子市への届出（設置届）
- ②八王子市の特定・子ども子育て支援施設等の「確認」を受けるための申請（確認申請）
- ③利用者が「保育の必要性の認定」を市から受けること
- ④認可外保育施設の指導監督基準を満たすこと
- ⑤令和6年10月から、証明書の交付を受けること

市のホームページに届出様式がありますので、参考にしてください。

現在の場所：[トップ](#) > [くらしの情報](#) > [子どもとその家庭](#) > [保育・教育](#) > [（就学前）保育園・幼稚園・認定こども園など](#) > [その他認可外保育施設](#) > [認可外の訪問型保育事業（ベビーシッター事業）の届出について](#)



(2) 給付について

- ◆ 保育所、幼稚園等に通っていない、保育の必要性の認定を受けたお子さんが市町村の確認を受けた居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)を利用した場合

月額37,000円(3～5歳児)

42,000円(住民税非課税世帯の0～2歳児)
を上限に支払った利用料に対して給付します。

- 事業者は、領収書及び提供証明書を保護者に発行願います。
- 利用された保護者は、施設等利用費の申請書に領収書・提供証明書を貼付し保育幼稚園課に給付申請します。
保護者の指定口座に振り込みます。



保育施設に対する指導監督の組織

(八王子市の場合)

福祉部指導監査課児童担当

(☎042-620-7469)

- ・認可外保育施設に対する立入調査、集団指導

子ども家庭部

保育幼稚園課給付担当 (☎042-620-7248)

- ・設置予定者に対する事前指導
- ・開設、変更、廃止、各届出受理
- ・運営状況報告書の徴収等受付
- ・研修案内の送付
- ・認可外保育施設の基準を満たす旨の証明書の交付

子どもの教育・保育推進課 (☎042-673-3707)

- ・研修等の実施

連携



おわり

受講いただき、ありがとうございました。

受講終了後、通知に添付した受講確認票の提出をお願いします。

なお、証明書希望の方は次の頁にお進みください。



証明書を受け取るには...

調査票の確認と添付書類の提出をお願いします。

最終締切

8月 23日(金曜日)